

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

姫島村は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県姫島村長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症に係るものについて、村内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して新型インフルエンザ等の予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種歴の管理、費用の支払、給付金の支給等の事務を行うものである。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後、接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 また、予防接種の実施後に、接種者からの窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能による申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書書の交付を行う。</p>
③システムの名称	1. MICJET番号連携サーバー 2. Acrocity行政基本システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS) 5. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 項番10、93の2 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 項番16の2、16の3、17、18、19、115の2 【情報照会】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 項番16の2、17、18、19、115の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	姫島村役場 総務課 〒872-1501 住所: 大分県東国東郡姫島村1630番地の1 電話: 0978-87-2111 FAX: 0978-87-3629

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 請求先」と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う事務については、複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えます。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月18日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 項番93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項及び別表第一 項番10、93の2	事後	
令和3年5月18日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 項番115の	【情報提供】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 項番16の	事後	
令和3年6月4日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 項番10、93の2	番号法第9条第1項及び別表第一 項番93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	誤記
令和3年6月4日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 項番16の	【情報提供】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 項番115の	事後	誤記
令和3年8月6日	I 1. ②事務の概要	本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別	本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別	事後	
令和3年8月6日	I 1. ③システムの名称	1. MICJET番号連携サーバー 2. Acrocity行政基本システム	1. MICJET番号連携サーバー 2. Acrocity行政基本システム	事後	
令和3年8月6日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 項番93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項及び別表第一 項番93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	
令和3年8月31日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 項番93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項及び別表第一 項番93の2	事後	
令和3年8月31日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 項番115の	【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 項番115の	事後	
令和3年8月31日	II 1. 対象人数	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月31日	II 2. 取扱者数	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年12月13日	II 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	誤記
令和3年12月13日	II 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	誤記
令和3年12月13日	II 1. 対象人数	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年12月13日	II 2. 取扱者数	令和3年3月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年3月23日	I 1. ②事務の概要	本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別	本事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別	事後	
令和4年3月23日	I 1. ③システムの名称	1. MICJET番号連携サーバー 2. Acrocity行政基本システム	1. MICJET番号連携サーバー 2. Acrocity行政基本システム	事後	
令和4年3月23日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 項番93の2	番号法第9条第1項及び別表第一 項番10、93の2	事後	
令和4年3月23日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 項番115の	【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 項番16の	事後	
令和4年3月23日	II 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月23日	II 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和8年2月27日	全て	略	略	事後	様式変更によるもの